

防犯灯設置・更新等補助事業の手引き

	町会の皆さんにいただくこと	市が行うこと
7年度 10月頃	②町会で防犯灯設置の必要があるかどうかの調査 設置が必要になりましたら、下記のような手続きを進めてください。 (1) 業者に見積りを依頼 (2) 既存の柱に新たに防犯灯設置工事をする場合は、電柱の所有者（N T T、中部電力等）に共架の許可が必要となりますので、手続きをお願いします。なお、防犯灯設置業者が代行して手続きをしてくれる場合もあります。 (3) 新たに柱を立てて防犯灯設置工事をする場合は、土地所有者に許可をとる必要があります。（市道の場合は、市の維持課に申請する。） ③「防犯灯要望調査書」を提出 (提出締切 10月下旬頃)	←①「防犯灯要望調査書」を送付 来年度の予算資料とするため防犯灯設置工事の要望調査をします。 <u>この要望調査書は、正式な申請ではありません</u>ので、要望をいただいた町会には毎年5月頃に「防犯灯設置等補助金交付申請書」を送付しますので、新たに申請をしてください。 ④防犯灯要望の集約をして、予算資料とする。
8年度 5月頃～	⑥「防犯灯設置等補助金交付申請書」を提出 提出書類 ・申請書 ・見取図 ・見積書 ・現況写真（着工前の写真） ・設置する防犯灯の仕様書 ・事業概要書（移設・修繕のみ） ・理由書（LED 防犯灯以外） ⑨工事着工 (1) 完成後の写真を準備する。 (2) 業者に工事代金を支払い、領収書もらう。 ⑩工事終了後「実績報告書」を提出 提出書類 ・実績報告書 ・工事の内容 ・決算書 ・請求書兼口座振込依頼書 ・完成後の写真 ・領収書の写し (※業者発行のもの) 町会会計口座で入金を確認	⑤要望のあった町会に 「防犯灯設置等補助金交付申請書」を送付 ⑦「防犯灯設置等補助金交付申請書」を審査 (提出していただいた書類を確認します。) ⑧「補助金交付決定書」、「実績報告書類一式」を送付 ⑪「実績報告書」を審査 (提出していただいた書類を確認します。) ⑫確定通知書を送付 (指定された口座へ補助金を振り込みます。)